

仕 様 書

1 件 名 令和8年度秋田公共職業安定所外10施設で使用する
電気の供給（高圧）（単価契約）

2 需 要 場 所 別紙1「需要場所一覧表」のとおり

3 業種及び用途 官公署（事務所）

4 仕 様

供給先各官署に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」による該当年度の「基本方針」で定める再生可能エネルギー電力比率40%以上とすること。また、その環境価値について、秋田労働局に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-04/2022%20RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29_watermark.pdf

（1）電力供給の条件

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| ② 供給電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| ③ 計量電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| ④ 標準周波数 | 50ヘルツ |
| ⑤ 受電方式 | 1回線受電方式 |
| ⑥ 電力設備の総容量 | 別紙1「需要場所一覧表」のとおり |

（2）月別予定使用電力量、月別予定最大需要電力、月別力率実績、契約電力

別紙 1 「需要場所一覧表」 のとおり

- ※ 月別予定使用電力量はあくまでも予定であり、増減がある場合も了承すること。
(月別予定使用電力量は 4 月から 9 月については令和 7 年度の同月の使用実績を、
10 月から 3 月については令和 6 年度の同月の使用実績を用いている)
- ※ 各月の契約電力は、当月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(3) 供給期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 9 年 3 月 31 日 24 時まで

(4) 電力量等の検針 (令和 7 年 10 月 1 日現在)

- ① 自動検針装置：有
- ② 電力会社の検針方法：自動検針
- ※ 検針に必要な機器 (計器等) は、供給者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む。)

(5) 需給地点、保安責任分界点、財産分界点

別紙 1 「需要場所一覧表」 のとおり

(6) 単位及び端数処理

- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入すること。
- ② 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入すること。
- ③ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入すること。
- ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てること。
- ⑤ 消費税額及び地方消費税額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てること。

(7) 入札書の金額

入札金額は、参加する業者において設定する契約電力及び使用電力量に対する単価を根拠として、別紙 1 需要場所一覧表に示す契約電力及び使用予定電力量の対価の総額とする。

(基本料金は予定力率 100%による割引を考慮すること。)

(8) その他

- ① 契約期間中における力率は、100%に保持する予定。
- ② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- ③ 停電にかかる割引については、東北地区の一般送配電事業者が定める特定規模需要に対して定める標準供給条件によるものとする。
- ④ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引または割増、電力量料金の燃料費調整（市場調整価格含む）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東北管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件によるものとする。

ただし、力率割引及び燃料費調整等の方法について、契約事業者がより経済的な方法を採用している場合には、その適用を妨げるものではない。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。市場価格調整を行う場合も同様とする。

エネルギー電気の確認資料

供給事業者は、契約年度における電力供給の終了後翌月 10 日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙 3 を秋田労働局に送付することとするが、10 日までの提出が難しい場合は協議により別期日を定めることとする。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙 3 提出後、協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が上記 4 の仕様を満たしていない場合、供給事業者は上記 4 の仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを秋田労働局に提出する等により補修すること。

- ⑥ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書の提出時までに支出負担行為担当官が指定する暴力団員等に該当しない旨の誓約書を提出しなければなら

ない。

- ⑦ その他仕様書に定めのない事項については、秋田労働局の職員の指示に従うものとする。

5 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「商品の販売」で「A」「B」又は「C」等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の制度が適用される者にあつては、これに加入し、該当する制度の直近2年間（労働者災害補償保険及び雇用保険は2保険年度）の保険料の滞納がないこと。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入、需要家に対する省エネルギーに係る情報提供、簡易的なデマンド・リespoンスの取組、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組に関し、「秋田労働局が定める電力供給事業者に対するCO2排出量に関する基準」（別紙2）を満たす者であること。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと、また、事業の実施に当たって各種法令を遵守していること。

6 担当部署及び担当者

秋田市山王七丁目1番3号

秋田労働局総務部総務課 会計第一係 熊谷

TEL 018-862-6681

需要場所一覧表

別紙 1

No.	需要施設	需要場所	需要設備 (kVA)	予定使用電力量等													需給地点	財産分界点	保安責任 分界点	
1	秋田公共職業安定所	秋田市茨島一丁目12-16	150	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		需要場所における構内引込柱に施設した区分開閉器の電源側接続点	需給地点の電源側接続点に同じ	需給地点に同じ	
				月別予定最大需要電力 (kW)																最大
				42	28	33	40	38	38	29	50	66	65	66	61	66				
				月別率実績 (%)																
				100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100				
				月別予定使用電力量 (kWh)																合計
2	秋田公共職業安定所男鹿出張所	男鹿市船川港船川字新浜町1-3	95	9,557	7,620	7,783	9,369	8,777	7,944	7,865	9,761	13,360	14,342	13,723	12,587	122,688	需要場所における構内引込柱に施設した区分開閉器の電源側接続点	需給地点の電源側接続点に同じ	需給地点に同じ	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
				月別予定最大需要電力 (kW)																最大
				19	11	11	12	13	11	8	22	33	31	31	27	33				
				月別率実績 (%)																
				100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100				
3	能代公共職業安定所	能代市緑町5-29	80	月別予定使用電力量 (kWh)													合計	需要場所における構内引込柱に施設した区分開閉器の電源側接続点	需給地点の電源側接続点に同じ	需給地点に同じ
				2,977	1,980	2,108	2,930	2,828	2,318	2,038	2,952	4,265	4,542	4,595	4,042	37,575				
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
				月別予定最大需要電力 (kW)													最大			
				12	12	15	30	29	29	24	12	12	12	12	12	30				
				月別率実績 (%)																
4	大館公共職業安定所	大館市清水一丁目5-20	100	100	100	100	96	95	97	100	100	100	100	100	100		需要場所における構内引込柱に施設した区分開閉器の電源側接続点	需給地点の電源側接続点に同じ	需給地点に同じ	
				月別予定使用電力量 (kWh)																合計
				2,733	2,105	2,150	5,762	5,697	3,850	2,214	2,790	3,016	2,930	2,706	3,036	38,989				
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
				月別予定最大需要電力 (kW)																最大
				17	14	30	36	35	32	26	21	21	20	22	19	36				
5	大館公共職業安定所鷹巣出張所	北秋田市鷹巣字東中岱26-1	80	月別率実績 (%)														需要場所における構内引込柱に施設した区分開閉器の電源側接続点	需給地点の電源側接続点に同じ	需給地点に同じ
				97	99	96	93	92	94	99	96	96	96	96	96					
				月別予定使用電力量 (kWh)													合計			
				4,474	2,881	3,779	5,440	5,995	4,158	2,455	4,440	5,209	5,365	5,058	5,538	54,792				
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
				月別予定最大需要電力 (kW)													最大			
6	大曲公共職業安定所	大仙市大曲住吉町33-3	100	25	23	28	34	31	29	21	22	27	28	27	26	34	需要場所における構内引込柱に施設した区分開閉器の電源側接続点	需給地点の電源側接続点に同じ	需給地点に同じ	
				月別率実績 (%)																
				100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100					
				月別予定使用電力量 (kWh)																合計
				2,944	2,552	3,561	5,543	4,380	3,457	2,669	2,870	4,201	4,580	3,789	3,206	43,752				
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					

需要場所一覧表

別紙 1

No.	需要施設	需要場所	需要設備 (kVA)	予定使用電力量等													需給地点	財産分界点	保安責任 分界点	
7	大曲公共職業安定所角館出張所	仙北市角館町小館 3 2－3	105	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		需要場所における構内引込柱に施設した区分開閉器の電源側接続点	需給地点の電源側接続点に同じ	需給地点に同じ	
				月別予定最大需要電力 (kW)																最大
				16	13	13	18	17	12	15	23	20	21	21	21	23				
				月別力率実績 (%)																
				100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100					
				月別予定使用電力量 (kWh)																合計

最大需要電力量計	361 kW
----------	--------

予定使用電力量計	595,194 kWh
----------	-------------

秋田労働局が定める電力供給事業者に対するCO₂排出量に関する基準

- 1 秋田労働局が定める電力供給事業者に対するCO₂排出量に関する基準は、地球温暖化防止の観点より、当局における電気の需給契約に係る入札参加資格を定め、基準を次のとおりとする。

[基準]

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、

- ① 令和5年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数
- ② 令和5年度の未利用エネルギーの活用状況
- ③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況
- ④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組

上記4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が基準（70点）以上（裾切り方式）であること。

項 目	基 準	点数
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
⑤ ・省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 ・地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、以下に記載する「各用語の定義」を参照。

※ 開示に関して、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、

適切に開示したものとみなす。

2 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が基準（70点）以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

「各用語の定義」

① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数

〔定義〕

「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）

1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。
2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和4年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況

〔定義〕

未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和4年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - a. 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - b. 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含

む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。

- a. 工場等の廃熱又は排圧
- b. 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)
- c. 高炉ガス又は副生ガス

- 3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- 4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

③ 令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況

[定義]

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの

(算定方式)

$$\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(}\%) = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$$

- 1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)は、次のaからeの合計値とする。ただし、aからeは令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- a. 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量(送電端(kWh))
- b. グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh)
- c. J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
- d. 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
- e. 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT 非化石証書の量(kWh)

- 2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備(太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス)による電気を対象とする。

④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組

[定義]

需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・ 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

特定電源割当証明書

●●●

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

以下の通り●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転したことで、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇

需要施設名 〇〇〇〇

需要施設住所 秋田県〇〇市〇〇

契約電力 〇〇〇 k W

2 供給期間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (見込み)	累計 (見込み)
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【C】													

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

TEL：

Eメール：

環境価値の属性情報（見込みを含む）

環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元発電所名	住所	発電設備	環境価値移転量 （kWh）	発電期間	認証番号
FIT非化石証書（再エネ指定）	〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
非FIT非化石証書（再エネ指定）	〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	風力	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
			合計（kWh）			